

大川広域行政組合出納員及び分任出納員の領収印に関する規程

〔平成16年 3月29日〕
訓 令 第 16 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大川広域行政組合出納員及び出納員以外の会計職員の職の設置等に関する規則(平成16年大川広域行政組合規則第6号)第7条に規定する、領収印(以下「領収印」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 領収印は、出納員又は分任出納員の請求により管理者がこれを交付する。

2 前項の場合において、分任出納員については、所属の出納員を経て請求し、及び交付しなければならない。

(保管使用責任)

第3条 領収印の保管及び使用については、当該出納員又は分任出納員がその責めに任ずる。

(返納)

第4条 出納員及び分任出納員は、更迭その他の事由により領収印が不用となったとき、又はき損、磨滅等により使用に堪えなくなったときは速やかにこれを管理者に返納しなければならない。

2 前項の場合において、分任出納員は、所属の出納員を経て返納するものとする。

(亡失の場合の処置)

第5条 出納員及び分任出納員は、領収印を亡失した場合は、直ちにその詳細を管理者に届出て、その指示を受けなければならない。

2 管理者は、前項の届出を受けたときは直ちに公告の手続をしなければならない。

3 第1項の場合において、分任出納員は、所属の出納員を経て届出なければならない。

附 則

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

2 出先機関に置く出納員の領収印については、第1条の規定にかかわらず、当分の間なお従前の例による。